

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう！！—

第26号(平成28年12月発行)
豊能町建設環境部環境課
電話:072-736-1190(直通)
FAX:072-738-3407
E-Mail: kanky@town.toyono.osaka.jp

第6回とよのまつり(11月13日(日)開催) 環境課も出展しました



「分別や資源化
のパネル展示」と
「生ごみの水しぼ
り体験コーナー」
を設けました

体験コーナーでは、多くの方に、生ごみの水しぼりを体験していただくことができました。

体験では、しぼる前後の重さをはかることで簡単に減量できることを確認してもらえたと思います。少しずつでも減量を重ねることで、町全体でみると大きな減量になります。今後ともご協力をお願いします。

また当日は、ごみ減量化推進員さんにもご協力いただき、啓発ポケットティッシュの配布を行いました。

皆様のご協力により、環境課の出展ブースも盛況となりました。

これからも、様々な啓発活動を通して減量・資源化を進めたいと思います。

ご来場ありがとうございました。



とよのまついでおこなった、水しぼりとは？

生ごみの水分をしぼり出す事です！

可燃ごみに含まれる生ごみは、80%が水分と言われています。各家庭で生ごみを出す前にギュッとしぼってみましょう。

ごみの量は、重さで計ります。ごみの減量は、紙類や容器包装プラスチック類の分別を徹底するほかに、**量(重さ)**を減らすことが減量につながります。また、可燃ごみの中の水分を多く含んだ生ごみから水分をしぼることで軽くなります。

そうすることで、可燃ごみの減量と処理経費の削減につながります。

例えば、ギュッとしぼって大さじ2杯(30cc=30g)の水切りをしていただくと、あくまで試算ですが、次のとおりとなります。水切りは、簡単・手軽で効果がすぐに出る減量方法です。

大まかに試算すると…

30g×20.607人×365日
(平成28年7月末現在の人口)
=約225.647kg(約225トン)

みんなで水分をしぼると
1年間で約225トン分の
ごみの減量と、処理経費の削減ができます！

経費試算(平成27年度国崎クリーンセンターの処理経費)
1トン当たりにかかっている処理経費は、約2万4千円です。

225トン×2万4千円で約540万円の削減となります。



ごみ減量化 PR 事業

町では、毎年9月から11月を「ごみ減量化 PR 事業」期間と位置づけ、今年度も、ごみ減量化推進員の皆さんにご協力をいただき啓発に取り組みました。

推進員の皆さんには、9月から10月に町内各店舗前及び能勢電鉄駅前、11月には、表紙でも取り上げている「とよのまつり」で、ごみの減量・資源化をお願いするポケットティッシュ配布の街頭啓発に延べ28人のご参加をいただきました。

なお、町内各店舗前の啓発では、食用廃油の臨時拠点回収も併せて行い、計96リットルの廃油を回収しました。



食用廃油の回収について

店舗前での臨時回収のほか、平日（年末年始は除く）には、役場本庁と吉川支所で拠点回収を行っています。

回収日時：

平日（午前9時から
午後5時まで）

回収する油：

食用の植物油



皆様のご協力ありがとうございました。

マイバッグを持参しましょう！

レジ袋の使用を抑えることで環境への負荷を減らすことができます。負荷を減らすということで、石油資源の有効利用ができます。

また、レジ袋は、それ自体がごみとして捨てられるだけでなく、水気の多い生ごみも簡単に捨てられることから、ごみの量を増やす結果にも繋がっています。

レジ袋の使用を抑えるということは、ごみ削減を進めることができるということになります。

第4回豊能町廃棄物減量等 推進審議会が開催されました

11月14日（月）に、第4回豊能町廃棄物減量等推進審議会が開催されました。

当日は、「第3回豊能町廃棄物減量等推進審議会議事録」の承認と、「次期計画における施策の方向性について」「第2次豊能町ごみ処理基本計画（案）」などについて、審議されました。

なお、当日の配布資料については、町ホームページの「第4回審議会が開催されました」のページで閲覧（ダウンロード）できます。また、第3回審議会の議事録については、「第3回審議会が開催されました」のページで閲覧（ダウンロード）できます。なお同資料等は、本庁1階の「行政情報コーナー」、及び吉川支所1階、図書館と中央公民館の「閲覧場所」でも閲覧できます。

*第4回審議会議事録については、次回審議会で承認された後、町ホームページ等で公開する予定です。

*第5回審議会は、平成29年2月23日（木）に本庁2階大会議室で、午後6時から開催予定です。



所有者不明猫（野良猫）に餌を与えている方へ



所有者不明猫は餌場に集まり、周辺で生活しながら出産するため、飼い主のいない子猫が、どんどん増えます。そして、交通事故や、感染症で死亡したりします。

所有者不明猫を「かわいそう」という思いで、餌を与えるだけの行為は不幸な猫を増やすだけでなく、近隣の生活環境を悪化させることになってしまいます。本当の意味での「かわいそう」を改めて考えてみましょう。

しない！させない！許さない！

< 廃棄物の不法投棄は法律で禁止されています >

不法投棄は犯罪です!!（罰則：5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科）

不法投棄防止パトロールを実施中です。みんなで美しい街をつくりましょう。

< 廃棄物の野焼きは法律で禁止されています >

野焼きは、罰則（5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科）の対象となっています。

但し、例外はありますが、野焼きは処理基準を遵守しない焼却として、生活環境保全上の観点から改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導の対象となる場合があります。簡易焼却についても同様にみなされます。

～平成29年で町制40周年！～ 人とみどりが輝くまち 豊能町

